

# 佐野市議会議員政治倫理条例を制定しました

令和5年4月1日施行

## 条例の目的

佐野市議会では、議員の政治倫理に関する基本的な事項を定め、議員が市民の信託に応えるとともに、公正で開かれた市政に寄与することを目的として、議員政治倫理条例を制定しました。

## 条例制定までの経過

- 佐野市議会議員政治倫理条例案策定委員会（議員7名で構成）を設置し、条例及び施行規程の原案を作成しました。（令和3年7月20日～令和5年1月16日 18回開催）
- 条例及び施行規程の原案を全議員に説明し、内容を確定しました。（令和5年1月27日）
- 条例案について、パブリックコメント（意見公募）を実施（令和5年2月1日～3月3日 31日間）しましたが、意見はありませんでした。
- 令和5年2月定例会に条例案を議員案として提出し、賛成全員で可決されました。



## 条例の主な内容

### 議員の責務（第2条）

- 市民から信託を受けた者として、その責務及び役割を深く自覚し、並びに品位及び高潔性を保ち倫理の向上に努めなければならない。
- 政治倫理基準のいずれかに違反すると疑惑を持たれたときは、その事実を明らかにし、説明責任を果さなければならない。

### 市民の責務（第3条）

- 議員に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働き掛けをしてはならない。

### 議員が遵守しなければならない政治倫理基準（第4条）

- その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受をしないこと。
- 市が行う許可、認可等の処分、行政指導、補助金、交付金、助成金その他の給付の決定、売買、賃借、請負その他の契約及び指定管理者の指定に関し、特定の者が有利又は不利となるおそれのある働き掛けをしないこと。
- 地方自治法第221条第3項の規定に該当する法人又は受託者その他市と特別の関係にある法人等（施行規程で列記）が行う売買、賃借、請負その他の契約に関し、特定の者が有利又は不利となるおそれのある働き掛けをしないこと。
- 市職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限を不正に行使するよう働き掛けをしないこと。
- 市職員の採用、昇任、降任、転任などに関与しないこと。
- 議員としての品位を損なうような行為をしないこと。
- そのほか、議員としての倫理に反し、又は不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

## 議員に政治倫理基準のいずれかに違反する疑いがあると認められるとき

### 審査の請求（第5条）

- ①本市の選挙人名簿に登録されている方は、その総数の100分の1以上の方の署名
- ②議員は、議員定数の3分の1以上の議員の署名  
→①又は②により、政治倫理基準に違反しているかどうかの審査を請求することができる（違反の疑いがあることを証する書面等を添付）。

### 会議結果の通知・告示（第12条）

- 特別委員会に付託して審査した案件について、議会の会議の結果を審査の請求を行った代表者に通知し、告示しなければならない。

### 政治倫理審査特別委員会の設置・審査（第10条、第11条）

- 佐野市議会政治倫理審査特別委員会（議員8名で構成）を設置し、この特別委員会に付託して政治倫理基準に違反しているかどうかその他必要な措置について審査する。

条例や施行規程の全文などを市議会ホームページに掲載しています

